



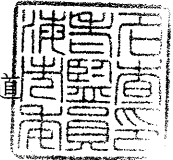
海老名市監査委員告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規程に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

平成27年3月26日

海老名市監査委員

三田 弘道



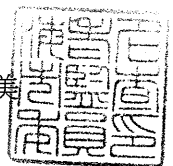
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

倉橋 正美



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 建設部 道路管理課
- 2 監査の実施日 平成26年10月29日
- 3 監査結果の公表日 平成26年10月29日(海老名市監査委員告示第12号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
収入事務において、水路用地、道路用地に係る行政財産使用料の算出誤りが3件あった。	指摘事項については、日割りで算出すべき水路用地の使用料を月割りで算出したことと、当該年度の評価額で算出すべき道路用地の使用料を前年度の評価額で算出したことが原因である。今後はこのようなことのないよう、例規の確認を課内で徹底し、条例に則した事務の執行に努める。なお、過誤納分については還付済である。

- 1 監査の結果により措置を講じた課 教育部 教育指導課
- 2 監査の実施日 平成27年1月29日
- 3 監査結果の公表日 平成27年1月29日(海老名市監査委員告示第2号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
支出事務において、教育支援教室キャンプの実施に伴う施設使用料を現地で支払うにあたり、資金前渡を受けずに立替払いを行った。	指摘事項については、当該施設の使用料を当日、現地で支払うべきところ、事後払いが可能であるものと誤認し、資金前渡を受けずに現地で支払いを行ったものである。今後はこのようなことのないよう、課内全員で関係法規を再度確認し、適正な事務の執行に努める。なお、当該支出については精算済である。